

美世志会への不当懲戒解雇を正当化する反動決定弾劾！

11月25日、東京地方裁判所民事第19部は、美世志会の仲間達が申し立て勝利命令を勝ち取った地位保全仮処分申立の「保全異議審」（会社＝JR東日本提起）において、仮処分申立の棄却、社宅使用と賃金支払い命令を取り消すという超反動決定を行った。

私たちJR東海労は、この不当決定を下した東京地方裁判所民事19部に対し、満腔の怒りをもって抗議すると共に、裁判所命令を真摯に受け止めることなく異議申し立てを行ったJR東日本を断固糾弾するものである。

決定の内容は、①会社が提出した後出し証拠による懲戒解雇理由の存在否定。②懲戒手続きに落ち度はない。③（解雇は）合理的な理由があり、社会通念上も相当である。④解雇は有効なので保全の必要はないというものであり、まったく許せない内容である。

この反動決定は、11.1集会の圧倒的成功に恐怖した権力側のなりふり構わぬ巻き返しに他ならない。そればかりではない。第一審での真実の証言や、この間の全国各地での連続した街頭宣伝行動や解雇撤回署名活動により、JR浦和電車区事件が、JR総連とその中心部隊であるJR東労組の破壊を狙った組織破壊攻撃であり、紛れもなくデッチ上げであることが満天下となり、多くの労働者・市民の中に拡がっていることへの焦りのあらわれでもある。だからこそ、一切を覆い隠すために、これほどの理不尽な決定が下されたのである。昨年12月25日、私たちは間違いなく勝利命令を勝ち取った。このことが公安警察や会社にとってどれほど痛手であったのかが伺い知れるというものである。

私たちは、この反動決定を許さず、美世志会と加藤誠二さんの解雇撤回、早期職場復帰の闘いをがっちり結合して断固闘うことを宣言する。来る12月15日から始まるJR浦和電車区事件控訴審をすべての組合員で闘おうではないか。蒲郡駅事件民事・刑事裁判の完全勝利を目指して断固闘おうではないか。「闘いの主戦場は法廷の外にある」弁護士・後藤昌次郎先生の言葉である。そう、私たちの闘う場は職場である。職場から目の前にある理不尽と闘い、そして多くの労働者・市民とこの怒りを共有しあい、「理不尽な今の世の中」を変えていこうではないか。すべての労働者の怒りを結集し多くの仲間達と連帯して断固闘いを推し進めよう。JR東海労は、美世志会と堅いスクラムを組み、最先頭で闘うことを明らかにする。

2008年12月1日

JR東海労働組合中央本部